

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名 : 古物営業法

根 拠 条 項 : 第24条

処 分 の 概 要 : 古物営業の停止命令

原権者（委任先） : 宮城県公安委員会

法 令 の 定 め :

処 分 基 準 :

別紙「古物営業法に基づく指示、営業停止命令及び許可の取消しの基準」のとおり。

問 合 せ 先 : 警察本部生活安全企画課（電話022-221-7171）又は警察署生活安全課

備 考 :